

実務の焦点

所得税・法人税関係

指定寄附金等の活用

1 はじめに

個人の確定申告における寄附金控除や法人の寄附金の限度額計算において指定寄附金を取り扱うことはあっても、実務上、指定寄附金の指定を受ける機会が少ないと思われる。

指定寄附金とは、公益法人等に対する寄附金のうち、広く一般に募集される寄附金で、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献など公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であると認められるものとして財務大臣が指定した寄附金をいう。そこで指定を受けるための要件や手続について検討する。

2 個別告示と包括告示

(1) 財務大臣の個別告示

これまでの告示の内容を見ると、①国宝や重要文化財の保存修理、②海外に設置する日本人学校の建設、③国際博覧会の開催、④オリンピックの開催などが指定されている。国宝等の修理やオリンピック、博覧会については、関係省庁で予算措置された上で税制上の優遇措置が講じられている。民間団体で指定が受けられるとすれば、各種学会等の主催による学術の国際会議が考えられる。この場合でも、各国持ち回りの国際会議で、日本学術会議を通じての閣議了解又は文部科学省の「副申」など

一定の要件を満たす必要がある。寄附金に関する窓口は、財務省主税局税制第一課審査係である。

(2) 財務大臣の包括告示

包括告示とは、学校教育、試験研究、共同募金、日本赤十字関係で、あらかじめ包括的に告示(昭和40年大蔵省告示154号)されている寄附金である。身近なものとして、毎年財務大臣の承認を受け告示される共同募金(赤い羽根募金)と日本赤十字社の寄附金がある。

この包括告示の中に、実務上活用できるものとして、次の共同募金会と日本私学振興・共済事業団に対する使途指定の寄附金(受配者指定寄附金)がある。

① 共同募金会に対する寄附金

大蔵省告示154号4号の2で規定する寄附金であり、社会福祉事業又は更生保護事業等のために供される土地、建物等の取得やこれらの事業に係る経常的経費などに充てられることが要件とされている。

寄附者が共同募金会に対して特定の社会福祉法人等への助成を指定して寄附することが認められる。なお、共同募金会は、毎月一回財務省に報告し審査を受けている。窓口は、各都道府県共同募金会及び中央共同募金会である。

② 日本私学振興・共済事業団に対する寄附金

私立学校の教育と研究の振興

に必要な費用等に充てるため事業団に対して支出される寄附金で大蔵省告示154号2号の2に規定されている。寄附者が事業団に対して特定の私立学校へ助成金を配付することを指定することが可能である。事業団では学校法人から提出された「寄附金に係る事業及び資金概況書」について審査し寄附金の受入れの可否を決定している。窓口は、事業団の助成部寄附金課指定寄附金係である。

③ 上記①、②に共通する要件

受配者指定寄附金の承認には、寄附者が助成を受ける法人と特別な関係にないことや特別な受益がないことなど、一定の要件を満たす必要がある。

3 おわりに

指定寄附金とは異なるが、民間団体が県立〇〇学校の図書館建設等のために寄附金を募集する場合に、完成する図書館が最終的に県に帰属することについて課税当局の事前の確認が受けられれば、国等に対する寄附金として認められる。この場合の審査確認事務は、各国税局法人税課審査係が窓口である。

企業の社会的使命が求められている今日、寄附金の指定に関する要件等を研究し、このような制度を活用することも社会貢献の一環として有用と考える。

(石山研究グループ)
税理士 根本 東樹